

事業系廃棄物を適正に処理していますか？

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物の処理について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、略して「廃掃法」）により、事業者の責務が次のように定められています。

- (1) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- (2) 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適性な処理が困難になることがないようにしなければなりません。
- (3) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

廃棄物の区分

廃棄物

産業廃棄物

(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で規定する20種類のもの)
産業廃棄物の処理については、県庁廃棄物対策課(058-272-8217)または東濃県事務所環境課(23-1111 東濃西部総合庁舎内)へお尋ねください。また、産業廃棄物に関する許可情報等については、岐阜県ホームページでご確認いただけます。

一般廃棄物

事業系一般廃棄物

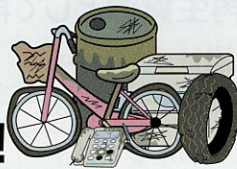
(事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの)
こんな「ごみ」も事業系一般廃棄物です！

- お茶殻や従業員が食べ残した食事など
- 伝票・書類などの紙類
- 飲食店・従業員食堂からでる調理くず・残飯

家庭廃棄物

(一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物)

不法投棄は 重大な犯罪です！



廃棄物を定められたルールに従わずみだりに捨てることは犯罪です。

土地の所有者(管理者)は日頃から草刈りや防護柵・ネットなど不法投棄防止対策を行っていただき、ごみを捨てられない環境づくりに心掛けましょう。

野外焼却(野焼き)は 法律で禁止されています！



野焼きや基準を満たさない焼却炉でのごみ焼却は禁止されています。

野外焼却は人体に有害なダイオキシン類が発生したり、煙や灰、悪臭などが発生したりして、周辺地域に多大な迷惑を掛けるのでやめましょう。

不法投棄や違法な野焼き行為をした場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金、又はその両方の罰則が科せられる場合があります。(「廃掃法」第25条及び第32条)